

1. 事業の目的

介護保険制度改正に伴い、「介護予防」「自立支援」を視野にいれ、ご利用者が在宅で自立した生活を営み継続できるように、要介護者の状態把握に努め、要介護状態の軽減や悪化防止が図れるように、「利用者本位」「利用者自身の選択」を優先としたケアプラン作成が行えるようにしてきた。また、同様に「医療・保健・福祉」が総合的に、サービス提供を受けられるように支援してきた。

2. 基本方針

- (1) 要介護状態となった場合に於いても、日常生活で自立した生活を送ることができるように、個人の置かれている問題や生活環境への配慮と支援を行ってきた。
- (2) ご利用者の心身の状況や環境に応じ、適切な保健・医療・福祉サービスを総合的に提供されるように、事業所との連絡調整・協力を行ってきた。
- (3) ご利用者の意思及び人格を尊重し、ご利用者と一緒にサービス計画を作成し、サービス事業者を選択・利用ができるようにしてきた。
- (4) 今年度から新しく設置された地域包括支援センターと連携をとり、困難ケースへの対処もスムーズに行えた。

3. 重点事業項目

- (1) 介護保険制度改正に伴い、制度改正内容について研修会や通知文等で得たものを、ご利用者にフィードバックし、スムーズなサービス提供をできるようにしてきた。
- (2) ご利用者へのサービス事業者紹介にあたっては、事前に事業者のサービス提供等の内容を把握し、相違のない内容を伝えるように努めた。
- (3) 地域包括支援センターとの業務役割分担を明確にすることで、要介護者と要支援者の個々の目標も明確になり、ご利用者の自立支援、介護予防に努めることができた。
- (4) 年々増加している認知症のケアについては、症状把握・医療との連携・介護方法・サービス利用までの支援に力を入れてきましたが、在宅での介護継続が困難となっている現状について、今後も重要なポイントとして支援していかななくてはならないと感じた。
- (5) 居宅サービス計画での、医療系のサービスご利用者には、医師との連携が必須とされており、地域内のみでは連携が不十分であり、近隣の市町村へ出向かなければならないロスもあった。

4. 通常業務内容

- (1) 給付管理業務
 - ① 居宅以来届出の確認
 - ② 重要事項の説明と同意（契約）
 - ③ ニーズの把握、課題分析（アセスメント）

- ④ 居宅介護サービス計画（ケアプラン）の作成
（居宅サービス計画第1・2・3及び7・8表を利用者及び担当者全員に交付）
- ⑤ サービス担当者会議による調整
（要介護更新認定、変更認定時に開催。利用者・家族・サービス提供者との同席）
- ⑥ ケアプランの説明と同意確認
- ⑦ モニタリングの実施
（月1回以上利用者の居宅を訪問・支援経過の記録）
- ⑧ サービス実施状況の把握
（目標達成に関する評価・ケアプランの見直し）
- ⑨ 給付管理票の作成と国保連への提出

（2）給付管理業務外

- ① 介護保険制度に関する相談等
（住宅改修・福祉用具貸与等、申請方法の支援）
- ② 介護予防制度導入に伴うサービス調整
- ③ 苦情受付窓口を設け相談受付、処理改善を行った。
- ④ 村及び他市町村からの委託により、要介護認定の認定調査を行った。

○ 平成18年度 指定居宅介護支援事業所サービス計画届出登録者数

	継続登録者数	新規登録者数	契約解約者数	給付管理提出者数	備 考
4月	204	4	4	162	死去2解約2
5月	204	3	3	170	予防2解約1
6月	204	3	9	162	死去2予防3解約4
7月	198	3	6	165	死去2予防2解約2
8月	195	2	12	156	死去4予防6解約2
9月	185	1	10	151	死去2予防4解約4
10月	176	1	6	136	死去2予防1解約3
11月	171	5	9	138	死去1予防5解約3
12月	167	2	5	138	死去2予防3
1月	164	4	6	137	死去3予防2解約1
2月	162	3	6	131	死去2予防3解約1
3月	159	2	8	121	死去3予防4解約1
合計	2,183	33	84	1,767	
月平均	181.9	2.8	7.0	147.3	

- ・ 今年4月からの制度改正に伴い、要支援1・2の方は、地域包括支援センターへ移行することとなり29人の方が移行。また、同様に特別養護老人ホームや老人保健施設に入居された22人の方も解約となりました。年度当初、要支援への認定結果に大きな変化はなかったものの、徐々に要支援の認定が増え、新規登録者の多くは病院からの退院者であった。また、季節の変化時によって差があり、年間のトータルでは49人減となりました。

○平成18年度 要介護度別利用者数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	延べ件数	月平均
支援実績	39	31	31	31	25	20	11	11	3	2	1	0	205	17件
介護1実績	45	50	48	52	51	51	53	53	53	53	53	43	605	50件
介護2実績	30	31	32	31	32	29	27	27	27	27	27	32	352	29件
介護3実績	26	24	21	23	22	24	21	21	21	21	21	25	270	23件
介護4実績	14	15	17	13	13	14	14	14	14	14	14	11	167	14件
介護5実績	9	12	12	15	15	13	13	13	13	13	13	16	157	13件
実績件数	163	163	161	165	158	151	139	139	131	130	129	127	1,756	146件

○平成18年度 要介護認定調査実績

調査月	H17年度	H18年度	比較
4月	24	28	4
5月	37	21	-16
6月	31	35	4
7月	30	30	0
8月	30	30	0
9月	39	37	-2
10月	25	37	12
11月	32	29	-3
12月	21	34	13
1月	32	34	2
2月	23	22	-1
3月	26	28	2
計	350	365	15

・要介護認定期間が6ヶ月から、1年～2年に延長され要介護更新者の認定調査人数は減ってきているが、病院から退院される方の新規の認定調査が昨年より15人増えた。しかし、病院からの勧めで要介護認定申請したもののサービスに結びつかない方もありました。また、入院時の調査のため、村外へ出向いて調査する必要があり移動時間に費やすことが多かった。

《 評 価 》

今年度は、制度改正に伴い居宅支援事業所にとって厳しい状態であった。

ケアマネジャーの担当件数が一人あたり50人から35人に少なくなったのに対し、介護報酬単価の見直しもあったものの、居宅サービス計画の交付や担当者会議の開催、支援経過記録、モニタリング等の一連業務の記録がなければ減算となる制度ができたため業務的には増した。

（18年度には要介護認定遅れ等によりモニタリング、担当者会議が遅れ1件の減算請求をしております。また、当初、ケアマネジャーは5人体制配置でしたが、職員の産休に伴い、2月からは4人体制となったものの、居宅登録利用者の人員オーバーもなく給付管理が行えている。）

業務分担については、地域包括支援センター設置により、より専門性が打ち出され、ご利用者の介護予防・自立支援にむけることができたと思う。また、支援困難ケースに対しても、相談の連携がとれており3件の困難ケースを改善することができた。

福祉用具貸与については、制度の変更により、要支援・要介護1認定の利用者に対する、特殊寝台・車椅子などは適当でないとのことにより、説明不足にてご利用者に困惑させてしまったことは反省点であり、今後、制度変更に対して早急に把握し周知することが必要。

上記のことを踏まえ、次年度は、介護保険制度を理解し利用されている方が増えているものの、反面、介護状態にならないと気にとめなかったり、分からない方も多くいるため、地域の方への情報提供は必要かつ重要であると考えられる。

住み慣れた地域、そして自宅での生活が継続できることが私達の使命であることから、今後も積極的に働きかけていきたいと思っております。